

1 審査請求の件名

不作為についての審査請求（令和2年審査請求第8号）

2 不作為庁

豊田市長

3 事案の概要

本件は、審査請求人が、平成29年5月22日付けで、担当課から「公共用地の取得について（依頼）」という文書を受け取ったにもかかわらず、その後、豊田市長が審査請求人の所有する土地（以下「本件土地」という。）の買取りをしないことに対し、令和2年1月27日付けで、不作為についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）をしたものである。

4 裁決の主文

本件審査請求を却下する。

5 裁決の理由

（1）行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第3条の規定によれば、不作為についての審査請求は、処分に対して諾否の応答を求める法令上の権利（以下「申請権」という。）を有する者が申請権を行使し、当該申請権が行使されてから相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合にすることができることとされている。

したがって、不作為についての審査請求が適法であるというためには、少なくとも、審査請求人が現に申請権を行使したことを要する。

（2）そこで、本件審査請求において審査請求人が現に申請権を行使したか否かについて検討するに、審査請求人が、豊田市長に対して、何らかの法令に基づき、本件土地の買取りについての申請をしたという事実はなく、現に申請権を行使したとは認められない。

（3）以上から、豊田市長が本件土地の買取りその他対応をしないことが、法第3条の規定に基づく不作為に該当するとはいえない。

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件審査請求は、不適法なものとして却下を免れない。

6 審理等の経過

（1）平成29年 5月22日 担当課が「公共用地の取得について（依頼）」を発出

（2）令和 2年 1月27日 本件審査請求

（3） 2月27日 裁決

※法第24条第2項に基づき、審理手続を経ないで却下する。

以上